

道路使用許可事務取扱要領の制定について（通達甲）

平成28年 1月28日

交規発第59号

改正 平成29年 8月 4日交規発第229号

令和 3年 2月 4日交規発第68号

令和 3年 8月19日交規発第287号

部長及び参事官

所属長

30年保存（口訓）

道路使用許可に関する事務の取扱い及び手数料の徴収については「交通関係の手数料徴収及びこれに伴う事務取扱いについて（例規）」（昭和45年 3月31日高交発第185号）に基づき実施しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年 6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、道路使用許可に関する事務の取扱い及び手数料の徴収に関し別添のとおり「道路使用許可事務取扱要領」を定め、平成28年 2月 1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

道路使用許可事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する道路（法第2条第1項第1号に掲げる道路をいう。以下同じ。）の使用の許可（以下「道路使用許可」という。）の事務手続に関し必要となる事項を定めるものである。

第2 道路使用許可の対象行為

- 1 法第77条第1項第1号から第3号までに掲げる行為
- 2 法第77条第1項第4号の規定による高知県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第13条に掲げる行為

第3 道路使用許可申請の受理等

1 道路使用許可の申請者

- (1) 法第77条第1項第1号に掲げる行為を行う場合の申請者は、同号に規定する工事若しくは作業を行おうとする者又はその請負人であって、当該工事等の全般について管理をしている者とする。ただし、申請者が法人の場合は、当該法人の代表者とする。
- (2) 法第77条第1項第2号及び第3号並びに規則第13条に掲げる行為を行う場合の申請者は、当該行為を行おうとする者とする。ただし、申請者が法人の場合は、当該法人の代表者とする。

2 道路使用許可申請の受理

- (1) 法第78条第1項の規定による道路使用許可の申請書の提出は、当該道路使用許可申請に係る場所を管轄する署長及び高速隊長（以下「署長等」という。）が受理する。この場合において、2以上の署長等の管轄する場所にわたるときは、出発地又は主たる場所を管轄する署長等が受理するものとする。
- (2) 道路使用許可申請を受理した署長等は、別記第1号様式の道路使用許可申請受理簿に所定の事項を記載するものとする。

第4 道路使用許可申請に必要な書類

1 申請書

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第6の道路使用許可申請書2通

2 添付書類

- ア 道路使用の場所又は区間の付近の見取り図
- イ 道路使用の方法又は形態を明らかにした図面

ウ 工作物を設ける場合は、その設計図及び仕様書

エ アからウまでに掲げるもののほか、当該申請の審査に関して特に必要があると署長等が認める書類

第5 審査

1 道路使用許可申請の審査

署長等は、道路使用許可申請があった場合は、次の事項について審査するものとする。

- (1) 申請の内容が第2の道路使用許可の対象行為に該当するものであるか。
- (2) 申請の内容が法第77条第2項各号のいずれかに該当するものであるか。
- (3) 申請の内容が適法なものであるか。
- (4) 申請者が第3の1の道路使用許可の申請者に該当する者であるか。
- (5) 申請書の記載事項が充足されているか。
- (6) 当該申請に必要な書類が添付されているか。

2 道路使用許可申請の件数及び期間

道路使用許可申請の件数及び期間は、道路使用の目的、場所、区間、方法及び形態並びに交通の実態等を勘案したうえで、別表の道路使用許可基準表に基づき、適正なものであるかを審査するものとする。

3 記載内容の訂正要領

- (1) 申請書又はその添付書類の記載内容に訂正がある場合、訂正した箇所を二重線で抹消させるものとする。ただし、訂正内容が不明確になるような大幅な訂正であるときは、新たな用紙に記載し再提出するよう教示するものとする。

なお、道路使用許可証の交付後の訂正は、認めないものとする。

- (2) 署長等は、道路使用許可申請書の記載内容に訂正があった場合は、訂正箇所を確認の上、当該訂正箇所に職印を押印するものとする。

第6 道路使用許可証の記載事項変更

1 記載事項変更届の受理

法第78条第4項の規定による道路使用許可証の記載事項の変更の届出（以下「記載事項変更届」という。）は、府令別記様式第7の道路使用許可証記載事項変更届により、当該道路使用許可証を交付した署長等が受理するものとする。

2 記載事項変更届の審査等

- (1) 署長等は、道路使用許可証の変更時期、変更理由及び変更内容を勘案し、当該許可証に係る道路使用許可と記載事項変更届による変更後の道路使用許可との同一性について審査するものとする。

- (2) 記載事項を変更する場合は、提出を受けた当該道路使用許可証に変更内容を記入し、変更箇所に署長等の職印を押印するとともに枠外の余白に記載事項変更年月日を朱書して交付するものとする。
- (3) 記載事項変更届を受理した署長等は、別記第2号様式の道路使用許可証記載事項変更届出簿に所定の事項を記載し、記載事項変更後の許可証の写しとともに保管するものとする。

第7 道路使用許可証の再交付

1 道路使用許可証の再交付申請

法第78条第5項の規定による道路使用許可証の再交付の申請（以下「再交付申請」という。）は、府令別記様式第8の道路使用許可証再交付申請書により、当該道路使用許可証を交付した署長等が受理するものとする。

2 再交付申請の提出書類

道路使用許可証の汚損又は破損に係る場合は、当該道路使用許可証を提出させるものとする。

3 再交付の要領

- (1) 署長等は、再交付申請の理由を確認したうえで、当該道路使用許可証の控えについて決裁印等不要部分にマスキングをした写しを作成し、当該写しの余白に「再交付」の文字及び再交付年月日を朱書するとともに署長等の職印を押印して交付するものとする。
- (2) 再交付申請を受理した署長等は、別記第3号様式の道路使用許可証再交付申請受理簿に所定の事項を記載し、再交付した許可証の写しとともに保管するものとする。

第8 道路使用許可申請の特例

住民生活に不可欠なライフライン等の復旧に伴う緊急工事等における道路使用許可申請及び引込線工事等に係る道路使用許可の事前一括申請の取扱いの特例については、別に定める。

第9 不許可とする場合の取扱い

署長等は、道路使用許可をしない場合は、申請書に「不可」と朱書し、当該申請書又は別紙にその理由、日付、職名を記載の上、職印を押印するものとする。押印第5による審査の結果、道路使用許可をしない場合は、

なお、当該交付に当たっては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第57条に規定に基づく不服申立て及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく取消訴訟に関する事項を教示するとともに、当該教示に係る文書を添付して行うものとする。

第10 道路使用許可の取消し又は効力の停止

1 要件

署長等は、道路使用許可を受けた者が法77条第3項若しくは第4項の規定により付された条件に違反したとき又は道路における危険防止その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、その許可を取消し、又は効力を停止することができる。

2 効力の停止期間

効力の停止期間は、交通の危険又は障害を排除するために必要な期間とする。

3 行政処分の手続

(1) 許可条件違反の確認及び記録

道路使用許可の取消し又は効力の停止を行う場合は、当該許可条件違反を明らかにした報告書等を作成し、処分を必要とする理由を明確にしておくものとする。

(2) 弁明の通知

行政処分を行う場合は、あらかじめ、被処分者に別記第4号様式の弁明通知書を交付するものとする。ただし、交通の危険を防止するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(3) 行政処分を執行する場合は、被処分者に別記第5様式の道路使用許可の取消し・効力の停止通知書を交付するものとする。この場合において、当該道路使用許可に係る道路の使用が道路法第32条第1項又は第3項の規定による道路管理者の道路占有許可（以下「道路占有許可」という。）の適用を受けるものであるときは、当該道路使用許可の取消し・効力の停止通知書の写しを作成し、速やかに当該道路管理者に連絡するものとする。

第11 道路使用許可と道路占有許可が競合する場合

道路使用許可と道路占有許可とが競合した場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 法第78条第2項及び道路法第32条第4項の規定により道路使用許可と道路占有許可とが競合する場合は、署長等又は道路管理者を経由して当該許可の申請をすることができることとなっているので、署長等は、道路使用許可申請書と道路占有許可申請書が一括提出された場合は、これを受領しなければならない。

2 受領した道路占有許可申請書は、別記第6号様式の道路占有許可申請書受領・送付簿に必要事項を記入し、当該申請書類等を申請先となる道路管理者に送付すること。

3 道路使用許可申請の内容が道路占有許可と競合する場合は、別記第7号

様式の道路使用に関する協議書により法第79条の規定による道路管理者との協議を行うものとする。

- 4 道路管理者から道路使用許可申請書が送付された場合は、記載事項、添付書類等について点検を行い、形式的要件について不備があれば、直ちに申請者に連絡をして、受領日から7日以内に補正措置を講じること。
- 5 署長等は、道路使用許可と道路占用許可とが競合する場合は、それぞれの許可の期間が同一となるように道路管理者と調整を図り、道路使用許可の期間を指定するものとする。この場合において、申請者に対しては、許可を必要とする期間が始まる2週間前までには申請書を提出するよう指導することが望ましい。
- 6 道路の使用又は占用の許可について署長等と道路管理者との意見が一致しない場合は、交通規制課長と道路管理主管課長とが最終的な意見調整を行うので、事案の内容について連絡すること。

第12 法80条に規定する道路管理者からの協議

道路法の規定に基づき道路管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業（以下「工事等」という。）を行う場合は、法第80条第1項の規定により所轄署長に協議すれば足りるとされており、道路管理者から当該協議があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

- 1 協議は、原則として道路管理者から送付された協議書により行うこと。
- 2 署長等は、道路管理者から協議書の送付を受けたときは、工事の期間及び方法並びに道路交通に対する措置等について検討し、当該協議書に、道路における危険防止、交通の安全と円滑を確保するために必要な意見等を付して回答すること。
- 3 緊急を要し、あらかじめ協議書により協議するいとまがないときは、口頭により協議し、回答すること。
- 4 法80条に規定する協議の対象となる工事等には、道路管理者の直営工事等のみならず請負工事等も含まれる。ただし、請負工事等については、当該工事等を請け負う業者に施工させるに当たり、道路管理者が工事等の全般について管理していることが必要であり、その具体的要件は次のとおりである。
 - (1) 請負業者は、工事等ごとに現場責任者を定めること。
 - (2) 現場責任者は、協議内容を工事等に従事する作業員等に確実に履行させることができ、かつ、現場で立会して工事等の全般を監視することができる者であること。
 - (3) 道路管理者は、工事等ごとに主任の監督職員を定めること。
 - (4) 監督職員は、請負業者に対して工事等の状況、方法等に応じ、適切な指

導を行うとともに、定期的に当該工事等の現場を巡回し、必要な場合は、現場責任者への指示、工事の立会・調整等を行うこと。

なお、巡回の回数等は、工事等の規模、期間等を勘案し、適切なものであること。

(5) 監督職員は現場責任者に対し、工事監督についてのマニュアル等による指導・教養の徹底を図るとともに、仕様書の中で安全対策等を義務付け、かつ、これを確実に実行するよう指導すること。

(6) 協議の手続は、工事等ごとに監督職員が行うこと。

(7) 協議書に、工事等ごとの監督職員及び現場責任者を明示していること。

第13 台帳の管理

署長等は、第11及び第12による道路管理者との協議について、別記第8号様式の道路工事等協議台帳に所定の事項を記載し、管理するものとする。

第14 手数料の徴収事務等

1 手数料の額

申請に係る手数料の額については、高知県警察手数料徴収条例（平成12年県条例第32号。以下「条例」という。）第14条に定めるところによる。

2 手数料の免除

条例第21条の規定による手数料の減免に関する知事の権限については、「知事の権限に属する事項の委任」（平成16年3月県告示第251号）のとおり本部長に委任されていることに基づき、条例第14条の手数料については、道路の使用が次のいずれかに該当する場合は、これを免除するものとする。

(1) 条例第21条第1項第2号アに該当する場合

国又は地方公共団体が公益上の目的のために直接使用するとき。

国又は地方公共団体とは、国の機関又は地方公共団体及びこれらの出先機関をいうものである。したがって、他府県所在の国の機関又は地方公共団体及びこれらの出先機関であっても、高知県下において道路使用の申請者となる場合は、これに該当するものである。

(2) 条例第21条第1項第2号イに該当する場合

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育目的のために使用するとき。

「学校教育法第1条に規定する学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいい、「教育目的のために使用するとき」とは、同法に規定する当該学校の教育の目標又は目的のために道路を使用することをいう。

(3) 条例第21条第2項に該当する場合

ア 踏切道（鉄道と交差した道路をいう。）における鉄道工事及び軌道（道路に敷設された軌道をいう。）における軌道工事については、道路使用許可の対象となるが、管理権に基づく敷地内の使用的な性格及び公益目的による使用の度合いが強く認められるので、踏切道及び軌道の範囲内で行われる場合に限り、当該条例第21条第2項に該当するものとして取扱う。

イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人若しくは同法第10章第2節に規定する社会福祉協議会又は日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）により設立された日本赤十字社がその目的のために道路を使用する場合

ウ 防犯、防災又は交通安全を目的として設立された一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずる団体がその本来の目的のため道路を使用する場合

3 手数料の免除に係る書面の徴収

2により手数料を免除する場合は、別記第9号様式の手数料免除申立書及び手数料免除該当者であることを証明する書類（写しを含む。）を提出させ、副本として取扱う申請書の余白に「手数料免除」と明記するものとする。

なお、別記第9号様式の手数料免除申立書については、手数料の免除を申し立てる道路使用許可申請の概要、理由等を明らかにした書面をもって代えさせることができる。

4 手数料の免除に係る書類の保管

手数料を免除した申請に関する書類は、別記第10号様式の道路使用許可申請受理簿（手数料免除）に所定の事項を記載し、手数料を徴収した申請に係る調定書類と別に保管するものとする。

5 道路使用許可申請を行わなくてもよい場合

- (1) 除雪、崩土（崖崩れ、山崩れ等で道路が埋没したもの）等を取り除き、又は災害復旧工事等で比較的短期間に作業が完了するものである場合
- (2) 道路の新設工事において未供用道路（道路法第3条の道路として認定されておらず、一般の通行を禁止している道路をいう。）の区間内におけるものである場合
- (3) 道路に係る除草、ゴミ拾い、道路標識の清掃等の道路愛護活動のように、道路の維持管理、交通安全施設の清掃等に奉仕的に作業しようとするものである場合

第15 文書の保存期間

道路使用許可申請、記載事項変更届及び再交付申請に係る書類は、会計年

度により 5 年間保存するものとする。

別表（第5の2関係）

道路使用許可基準表

区分	道路使用の分類	件数の基準	期間の基準	備考
法第77条第1項第1号	1 道路工事等(道路管理者が道路の維持修繕管理のために行うものは、協議で足りる。) 2 水道管、下水管、ガス管、電話線、送配電線等の地下埋設工事 3 道路の上空におけるゴンドラ、つり足場、架空線等を使用する作業 4 マンホール作業 5 軌道工事、踏切道工事 6 道路外の工事又は作業の一部が道路に突出しているもの 7 道路外の工事又は作業のため、その資材を道路に置く場合 8 その他道路で工事又は作業をする場合	1 施行(作業)箇所を1件とする。ただし、同一申請者が同一署管内において同時に2以上の箇所で工事(作業)をするときは、工事(作業)期間が1か月以内のものをまとめて1件とすることができる。	申請の期間以内とする。	架空線作業で、電柱設置に引き続いて行うものは、電柱設置に含めて許可することができる。
法第77条第1項第2号	1 電柱、側柱、火災報知器、地上式消火栓、郵便ポスト、公衆電話ボックス、電気変圧塔、街灯、掲示板、立看板、案内板、取り付けの広告物の類(電柱、側柱その他道路上の工作物に取り付ける広告物の類で、電柱類に単に巻き付け、貼り付け、又は塗り付けるものは含まれない。) 2 アーチ、アーケード、飾付け、横断幕	同上	道路管理者の占用期間と同一にする。ただし、飾付けは申請の期間以内、横断幕は1か月以内とする。	アーケードと同時に設置するアーチは、アーケードに含めて許可することができる。
	3 石碑、銅像、雨よけ、日よけ、渡り廊下、上空通路(工作物)、取付看板、標旗、標燈、建築作業又は工事用の板囲い、足場(足台)、支柱、なわ張り掛出し、建築作業用詰所 4 広告塔、飾塔、舞台、やぐら、花輪、拡声機、ラジオ受信機、映写機、テレビジョン受像機	1 箇所を1件とする。	道路管理者の占用期間と同一にする。 申請の期間以内とする。	
法第77条第1項第3号	1 場所を移動しないで道路に露店、屋台を出す行為、露店、宝くじ売り、夜泣きそば屋、屋台用おでん屋等 2 靴修理又は靴磨きの類 3 商店が臨時に道路上に出す商品棚、商店台又は花輪の類 4 路上設置の拡声機、ラジオ受信機、映写機、テレビジョン受像機	出店、場所1箇所を1件とする。	1年以内とする。	許可の日に関係なくその月から起算する。
法第77条第1項第4号及び高知県道路交通法施行細則	1 祭礼、縁日等の催物 祭礼、縁日、商工祭、港祭その他の催物における大鼓台、みこし、山車、踊り屋台、ねり、盆踊り、獅子舞等	一つの催しを1件とする。ただし、同一申請者が1祭礼に2以上のものを出すときは、これをまとめて	7日以内とする。	

第13条各号			1件とする。		
2	ロケーション等	1 ロケーション 2 撮影会 3 街頭録音会	1箇所で行うものを1件とする。ただし、同一申請者が同一署管内において2以上の箇所で行うときは、これをまとめて1件とする。		
3	道路に人が集まるような方法	1 演説（選挙演説を除く。） 2 演芸、奏楽 3 拡声機、ラジオ、テレビジョン放送、掲示			
4	競技会、パレード、集団行進等	1 マラソン大会、自転車レース、自動車ラリー、駅伝 2 仮装行列、パレード 3 メーデー行進 4 労働組合、その他の団体の行う示威行進 5 交通に著しい影響の集団行進	一つの催物（競技）について1件とする。		
5	道路における訓練等	1 防災訓練 2 救助訓練	1箇所で行うものを1件とする。ただし、同一申請者が同一署管内において2以上の箇所で行うときは、これをまとめて1件とする。		
6	交通の頻繁な道路における寄附行為等	1 寄附行為 2 署名を集める行為、アンケート調査 3 印刷物等の配布 4 物品の配布、販売			
7	チンドン屋等	1 チンドン屋 2 サンドイッチマン	一つの催しを1件とする。		
8	電飾車両等	電光式広告器等取付け車両による広告、街宣活動			
9	車両を連ねての街頭宣伝活動	1 2台以上の車両によるパレード 2 2台以上の車両を連ねての街頭宣伝活動			
10	ロボット、移動用具等の実証実験	ロボット、移動に用いる用具等の移動（移動を伴うものを含む。）の実証実験	1箇所で行うものを1件とする。	1年以内とする。	

(別記様式省略)

